

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県子どもを虐待から守る条例		
担当課（室）	青少年家庭課	公布日	平成30年11月19日
報告の根拠	条例第10条第3項		

2 条例の概要等

(1) 条例の概要

茨城県子どもを虐待から守る条例【概要】

条例制定の背景・目的（前文・第1条）	
現 状 ○保護者などからの虐待が後を絶たない ○尊い命が奪われる事件の発生など、虐待は深刻かつ重大な社会問題 ○虐待を受けた子どもが親になり虐待をするなど、虐待が連鎖	背 景（前文） 目 的（第1条） ○子どもを虐待から守ることに 関し基本理念を定める ○その他の必要な事項を定める
宣 言 ○深い愛情をもって、子どもを大切に育てなければならない ○子どもに対する虐待は決して許されない ○全ての子どもが虐待から守られ、健やかに成長できる社会の実現	施策の推進 次代の社会を担う子どもが健やかに成長できる社会の実現

定 義（第2条） 「子ども」「虐待」「保護者」「関係機関等」	基本理念（第3条） ○何人も虐待を決して行ってはならず、許してはならない ○子どもの生命を守ることを最優先に、子どもの利益を考慮 ○県、保護者、県民、市町村等が一体的に施策等を実施
--	--

県、保護者、県民の責務、市町村、関係機関等の役割（第4条～第8条）	
県（第4条） ○子どもを虐待から守る施策の実施 ○市町村及び関係機関等の取組等を支援	県民（第6条） ○虐待を受けた子どもの発見時の通告 ○子どもを虐待から守ることの理解
保護者（第5条） ○子育ての第一義的責任を深く自覚 ○子育てについての正しい理解を深め、子どもが健やかに成長できるよう努める	市町村（第7条） ○県及び関係機関と連携し、市町村施策の推進及び体制の整備に努める
	関係機関等（第8条） ○県、市町村及び他の関係機関等と連携し、取組の推進に努める

主な取組等（第9条～第11条）	
連携・協働（第9条）	◎警察との連携強化、協働して対応 ○市町村及び関係機関等との連携
基本計画（第10条）	○虐待防止施策を推進するための基本的な計画の策定 ○施策の実施状況の公表
啓発活動等（第11条）	○県民の理解を深めるための広報及び啓発活動の実施 等

その他の取組（第12条～第29条）
○虐待の予防、早期発見のための子育て支援に関する措置及び市町村母子保健事業への情報提供（第12条） ○関係機関等との緊密な連携及び虐待通告や虐待相談がしやすい環境の整備（第13条） ○通告に係る子どもの安全確認のための調査及び対応（第14条）○常時通告を受ける体制の整備 等（第15条） ○立入、臨検・捜索及び一時保護等子どもの安全確認における警察署長または市町村長への協力依頼（第16条） ○支援を行う家庭が転出等をする場合の児童相談所間及び市町村間の適切な引継等の実施 等（第17条） ○虐待を受けた子どもに対する援助（第18条）○虐待を行った保護者等に対する支援（第19条） ○医療機関との連携協力体制の整備（第20条）○社会的養護の充実及び家庭養護の推進（第21条） ○子どもが虐待から自らの安全を確保するための情報提供や支援（第22条） ○児童養護施設退所者等への自立支援の充実（第23条） ◎児童福祉司等専門的知識を有する職員の国基準以上の配置による児童相談所の体制強化（第24条） ○人材育成のための研修等の実施 等（第25条） ○地域における虐待防止及び子育て支援に関する活動の推進 等（第26条） ○市町村要保護児童対策地域協議会への支援（第27条）○虐待防止の効果的な推進方策の調査研究（第28条） ○虐待防止施策の推進のための財政上の措置（第29条）

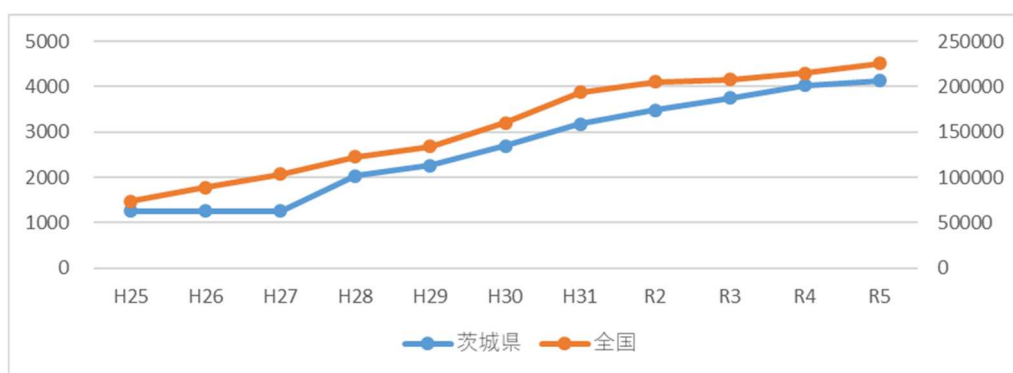
施行日	平成31年4月1日	◎：本県独自の取組
-----	-----------	-----------

(2) 条例制定後の主な取組

- 1 新たな子どもを虐待から守る基本計画の策定（令和7年度～令和11年度）
 - ・ 条例第10条第1項に基づき策定（「茨城県こども計画」に包含）
 - ・ 虐待防止に関する施策についての基本的方針及び虐待防止に関する目標のほか、虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めている。
- 2 実績・数値等

(1) 児童虐待相談対応件数（単位：件）

区分	H31/R1	R2	R3	R4	R5
茨城県	3,181	3,478	3,743	4,033	4,134
全 国	193,780	205,044	207,660	219,170	225,509



(2) 児童相談所における児童福祉司等専門職員の配置状況（各年4月1日）

区分	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童福祉司	83	93	104	123	128	139
（同国基準）	75	75	84	122	128	135
児童心理司	38	43	45	46	54	59
（同国基準）	27	27	30	40	42	65

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 児童相談所の専門性の確保と体制強化

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]															
			今年度 当初予算額 [千円]															
【前年度の実施状況及び成果】 ・ 児童相談所運営強化事業費 (児童福祉司等の増員)	県	 ・ 児童福祉司及び児童心理司について、条例に定める「国基準以上の配置」に努める 【実績値】 ・ 児童福祉司、児童心理司の数 <table><tr><th>区分</th><th>R1</th><th>R6</th></tr><tr><td>児童福祉司</td><td>83</td><td>139</td></tr><tr><td>(同国基準)</td><td>75</td><td>135</td></tr><tr><td>児童心理司</td><td>38</td><td>59</td></tr><tr><td>(同国基準)</td><td>27</td><td>65</td></tr></table>	区分	R1	R6	児童福祉司	83	139	(同国基準)	75	135	児童心理司	38	59	(同国基準)	27	65	103, 390
区分	R1	R6																
児童福祉司	83	139																
(同国基準)	75	135																
児童心理司	38	59																
(同国基準)	27	65																
【今後の取組】 ・ 同上	県	・ 児童虐待相談対応件数の動向に適切に対応するため、児童福祉司等専門職の国基準以上での配置に努める。	146, 162															
【前年度の実施状況及び成果】 ・ 児童虐待対策推進事業費 (警察官OBや、嘱託弁護士配置)	県	 ・ 各児童相談所に警察官OBを配置し、警察との連携子どもの安全確認を強化 【配置実績】 各児童相談所× 1 名 ・ 嘱託弁護士を配置し、法的助言体制を充実 【実績値】 <table><tr><th>区分</th><th>R1</th><th>R6</th></tr><tr><td>弁護士による法的助言体制</td><td>週1回</td><td>週2回</td></tr></table>	区分	R1	R6	弁護士による法的助言体制	週1回	週2回	56, 769									
区分	R1	R6																
弁護士による法的助言体制	週1回	週2回																
【今後の取組】 ・ 同上	県	・ 引き続き、警察官OBや弁護士の配置に努め、専門性を確保する。	67, 741															

(2) 児童虐待の早期発見、早期対応

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]																		
			今年度 当初予算額 [千円]																		
【前年度の実施状況及び成果】 ・ 児童虐待ホットライン運営費	県	・ 24時間365日体制で電話による児童虐待に係る相談、通告の受付窓口を運営（社会福祉法人に委託） ・ また、全国共通ダイヤル「189（イチハヤク）」の普及、周知を図る。 ・ 令和5年2月から、メッセージアプリ「LINE」を活用した相談窓口を設置 ・ 相談実績（単位：件） <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>電話</td><td>2,583</td><td>2,878</td><td>2,594</td><td>2,702</td><td>2,846</td></tr><tr><td>LINE</td><td>-</td><td>-</td><td>85</td><td>355</td><td>464</td></tr></table>	年度	R2	R3	R4	R5	R6	電話	2,583	2,878	2,594	2,702	2,846	LINE	-	-	85	355	464	28,594
年度	R2	R3	R4	R5	R6																
電話	2,583	2,878	2,594	2,702	2,846																
LINE	-	-	85	355	464																
【今後の取組】 ・ 同上	県	・ 引き続き、児童虐待に対して早期発見、早期対応するための体制を整備する。	28,594																		

(3) 社会的養護の充実

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円] 今年度 当初予算額 [千円]												
【前年度の実施 状況及び成果】 ・里親養育包括支 援事業費	県	- 家庭養育優先原則に基づき、社会的養護を必要とする子どもの里親委託を推進(民間フォostリング機関に委託) 里親の募集・登録、研修・トレーニング、マッチング、委託後のフォローといった里親支援を包括的に実施 - 里親委託推進を強化するため、児童相談所職員等で構成する里親委託推進チームを設置し、丁寧なマッチングを実施 - 里親制度の情報を包括的に提供するポータルサイトを開設、また、里親委託経験者等のインタビュー動画を作成・掲載 - 里親委託率（単位：％）<table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>委託率</td><td>17.4</td><td>19.4</td><td>20.3</td><td>21.6</td><td>25.6</td></tr></table>	年度	R2	R3	R4	R5	R6	委託率	17.4	19.4	20.3	21.6	25.6	111,951
年度	R2	R3	R4	R5	R6										
委託率	17.4	19.4	20.3	21.6	25.6										

		【実績値】 <table><tr><td>区分</td><td>R1</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>民間フォスタリング機関数</td><td>0か所</td><td>2か所</td><td>2か所</td></tr></table>	区分	R1	R5	R6	民間フォスタリング機関数	0か所	2か所	2か所	
区分	R1	R5	R6								
民間フォスタリング機関数	0か所	2か所	2か所								
【今後の取組】 ・ 同上	県	・ 引き続き、家庭的養育を提供できるよう、里親養育を推進	111,319								
【前年度の実施状況及び成果】 ・ 民間児童福祉施設整備費	社会福祉法人	・ 施設での養育を必要とする子どもに対しては、できる限り家庭的で高機能化された養育環境の下に、専門的ケアが求められていることから、施設の小規模化かつ地域分散化を推進 【実績値】（単位：か所） <table><tr><td>区分</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>小規模かつ地域分散化した施設数</td><td>20</td><td>21</td></tr></table>	区分	R5	R6	小規模かつ地域分散化した施設数	20	21	59,720		
区分	R5	R6									
小規模かつ地域分散化した施設数	20	21									
【今後の取組】 ・ 同上	社会福祉法人	・ 引き続き、施設の小規模化かつ地域分散化を推進	135,276								
【前年度の実施状況及び成果】 ・ 児童家庭支援センター委託費	県	・ 子育て家庭等地域住民の相談に応じ、必要な助言や、心理検査、ペアレントトレーニングなどの支援を行う「児童家庭支援センター」の設置・運営 【実績値】（単位：か所） <table><tr><td>区分</td><td>R1</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>児童家庭支援センター設置</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td></tr></table>	区分	R1	R5	R6	児童家庭支援センター設置	2	4	4	71,286
区分	R1	R5	R6								
児童家庭支援センター設置	2	4	4								
【今後の取組】 ・ 同上	県	・ 児童家庭支援センターを配置し、児童相談所や市町村等関係機関と連携した在宅支援に努める。	75,688								

(4) 自立支援の充実

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]												
			今年度 当初予算額 [千円]												
【前年度の実施状況及び成果】 ・ 児童養護施設退所者等自立支援事業費 (社会的養護経験者の支援)	県	・ 児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、就労、進学継続等に係る相談体制等アフターケアを実施（社会福祉法人に委託） ・ 相談実績（支援した延べ人数） <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>117</td> <td>135</td> <td>141</td> <td>124</td> <td>123</td> </tr> </table>	年度	R2	R3	R4	R5	R6	人数	117	135	141	124	123	22, 571
年度	R2	R3	R4	R5	R6										
人数	117	135	141	124	123										
【今後の取組】 ・ 同上	県	・ 引き続き、施設退所者等の社会的自立を支援	21, 502												
【前年度の実施状況及び成果】 ・ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費	県	・ 児童養護施設退所者等に対して、生活費や家賃、資格取得等の費用を貸付（県社会福祉協議会に委託） ・ 返還免除あり（例：5年間の引き続いた就労 等） ・ 貸付実績（単位：人、千円） <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>25, 313</td> <td>27, 954</td> <td>33, 305</td> </tr> </table>	年度	R4	R5	R6	人数	15	20	20	金額	25, 313	27, 954	33, 305	29, 700
年度	R4	R5	R6												
人数	15	20	20												
金額	25, 313	27, 954	33, 305												
【今後の取組】 ・ 同上	県	・ 引き続き、施設退所者等の社会的自立を資金的に支援	29, 700												

4 その他

1 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向

- ・ 改正児童福祉法が令和6年4月1日に施行（一部令和7年6月1日施行）され、子ども・妊産婦・子育て世代への包括的な支援を行う市町村こども家庭センターの設置、一時保護施設の環境改善、社会的養護経験者の自立支援の強化、児童の意見聴取の仕組みの構築、一時保護に対する司法審査の導入などが盛り込まれた。

2 国・県における施策の見直し等の動向

なし

3 その他

なし